

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等】

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	医師による 「登校許可意見書」※
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで	保護者による 「登校届」
	<u>新型コロナウイルス感染症（ベータコロナウイルス属コロナウイルス）</u>	<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u> <u>（無症状者の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで）</u>	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師による「登校許可意見書」※
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	同上		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	同上	条件により校長が出席停止を判断
その他の感染症	条件により校長が出席停止を判断		